

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 南城市福祉事務所長 津波古 充仁

平成27年3月13日付で提起された生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく生活保護変更決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

南城市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、平成27年2月20日付南福社決第926号及び同日付南福社決第930号で行った生活保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯及び審査請求人の主張

審査請求人 (以下「請求人」という。) は、平成26年9月8日から、生活保護法による保護(以下「保護」という。) を受給している者である。

南城市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)は、平成27年1月で認定した 請求人世帯の収入認定額が、本来認定すべき収入認定額より過小であったこと から、請求人世帯に対する同年1月及び3月の保護に変更を要するとして、法 第25条第2項に基づき本件処分を行った。

本件は、処分庁が決定した保護費支給額等に納得がいかず、沖縄県知事(以下 「当庁」という。)に対し、本件処分の取消を求めるものと解する。

第2 当庁の認定した事実及び判断



()

認定事実

(1) 平27年1月15日

請求人は、生活費に充当するため雇用主から貸付資金90,000円を受領した こと。

(2) 平成27年2月18日

請求人が処分庁へ収入申告書及び給与支払明細書を提出したこと。

就労収入額 42,800円 貸付資金 90,000円

(3) 同年2月20日

処分庁は、貸付資金90,000円を収入として認定し、平成27年1月分の収入 充当額とじたこと。

(4) 同年2月20日

処分庁は、上記(3)を踏まえ、平成27年1月分の生活保護費の過払い額43,070円と本人支払額46,930円を合わせた90,000円を平成27年3月から平成27年6月までの4ヶ月間にわたり22,500円づつ分割し収入充当額として認定したこと。

2 判断

- (1) 法令等
 - ① 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」として、保護の基準及び程度の原則について定めている。
 - ② 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日 厚生省発 社第123号 厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の2は、 「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実 に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度におけ る収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間に わたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の



結果により、それぞれ適正に認定すること。」として、収入額の認定の原則 について定めている。

- ③ 次官通知第8の3の(2)の工の(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定すること」と定めている。
- ④ 次官通知第8の3の(3)のウは「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」は収入として認定しないと定めている。
- ⑤ 次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき 認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」と いう。)との対比によって決定すること。」として、保護の要否及び程度の 決定の取扱いについて定めている。
- ⑥ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日 社発第2 46号 厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の2の(3)は、「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること」と定めており、自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない貸付ものについては、次のア〜オのとおりである。
 - ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金
 - イ 就学資金(高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学 校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、 その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。)
 - ウ 医療費又は介護等費貸付資金
 - 工 結婚資金.
 - オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは 地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲 げるもの
 - (ア) 住宅資金又は転宅資金



- (イ) 老人又は身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の 便宜を図るための器具を購入するための貸付資金
- (ウ) 配電設備又は給排水設備のための貸付資金
- (エ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のため の貸付資金
- (オ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入 するための貸付資金
- ① 局長通知第10の2の(8)は、生活保護費の返納額を生じた場合の取扱いについて、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(略)、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月及びその前月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。」と定めている。

(2) 本件処分について

① 収入認定の妥当性について

当該貸付資金90,000円が収入認定されたことが適当であったかどうか検討する。

収入として認定しないものの取扱いについては、次官通知第8の3の(3) に示されている。

貸付資金については、次官通知第8の3の(3)のウに示されているとおり、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額については、収入として認定しないこととされている。

また、貸付資金のうち被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは、局長通知第8の2の(3)のいずれかに該当し、かつ、貸付を受けるについて、保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に貸付の趣旨に即して使用されているものに限ることとされている。

生活費に充当されるため貸付を受けた当該貸付資金については、局長通知 第8の2(3)のいづれにも該当するものではなく、また、貸付を受けるにつ いて保護の実施機関の事前の承認があったとは認められない。

よって当該貸付資金について、収入認定することが適当である。

② 収入認定について

当該貸付資金の収入認定の取扱いについて検討する。



貸付資金は、次官通知第8の3の(2)の工の(イ)に示す不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(以下、「その他の臨時的収入」という。)に該当する。

その他の臨時的収入の収入認定にあたっては、その額が世帯合算額8,000円 (月額) をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

当該貸付資金を収入認定するにあたっては、世帯合算額8,000円をこえる額である82,000円を収入認定することが適当である。

本件処分について、世帯合算額8,000円をこえる額を収入認定せず、全額の90,000円を収入認定しているため適当ではない。

③ 分割収入充当額について

処分庁は、平成27年1月分の生活保護費の過払い額43,070円と本人支払額46,930円を合わせた90,000円を平成27年3月から平成27年6月までの4ヶ月間にわたり22,500円づつ分割し収入充当額として認定したことが適当であったのか検討する。

生活保護費については、厚生労働大臣の定める基準に基づいて算定される 最低生活費と収入充当額との対比によって決定されるところ、当庁が仮に算 定した請求人世帯に対する1月分保護費は表のとおりであり、本人支払額若 しくは翌月以降に分割して収入充当する額は82,000円となる。

本件処分について、90,000円を翌月以降に分割して収入充当額と認定しているため適当ではない。

	<u>単位:円</u>
生活扶助 a	67,270
最低生活費 A(=a)	67,270
就労収入 b	41,800
基礎控除 c	▲ 17,600
貸付資金 d	82,000
過払い額 e	43,070
収入充当額 B(=b~e)	149,270
扶助額 A-B	▲ 82,000

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法(昭和37年 法律第160号)第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。



平成27年4月16日



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算 して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。